

平成24年度第1回市川市男女共同参画推進審議会
開催日時 平成24年7月25日(水)
午後1時30分～午後3時30分
開催場所 男女共同参画センター 5階 研修室A B

会議録詳細

(事務局) 皆様、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は、太田和委員、小椋委員、長谷川委員が欠席との連絡を受けております。なお、傍聴者は10名です。

開会に先立ちまして、総務部長より一言挨拶を申し上げます。

部長挨拶 (略)

(事務局) 続きまして、男女共同参画課長が変わりましたので、自己紹介させていただきます。

課長挨拶 (略)

(事務局) それでは、進行を会長にお願いいたしますので、開会宣言及びご挨拶からお願いいたします。

議題1 市川市男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画の年次報告について

(三善会長) それでは、ただ今より平成24年度第1回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。本日は、15名中、12名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第5条第5項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

次第に基づき、議題1「市川市男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画の年次報告について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、市川市男女共同参画基本計画第4次実施計画の年次報告をさせていただきます。本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例第9条において、本計画における施策の実施状況については、本審議会に報告し公表することが規定されておりますことから、ご報告をさせていただくものでございます。第4次実施計画は平成23年度年度から25年度までの3年間の計画でございます。今回は、平成23年度の年次報告で、この第4次実施計画では初めての年次報告となります。この実施計画は平成20年に策定した市川市男女共同参画基本計画に基づく8の主要課題と24の個別課題、78の施策に体系化されており、87の進行管理事業で構成されております。第4次実施計画の報告は、右上に資料3と記入されている資料となります。

1ページをお開きください。

資料の説明をさせていただきます。2ページには報告書に記載されている評価方法など資料の内容を記載しております。3ページには第4次実施計画の体系図。4ページには主要課題ごとの評価のまとめを、5ページには主要課題ごとの平均達成度をグラフにしたものを載せております。5ページから6ページには評価の高い事業を、反対に評価の低い事業を6ページに記載しております。全ての事業別の一覧を7ページから19ページに事業ごとの個別の報告書を20ページから60ページに記載しております。

それでは、2ページからご説明をさせていただきます。87の進行管理事業の中で、「市川市DV防止基本計画」の策定により、移行された6事業については、

同計画で進捗管理をしております。

また、評価の方法ですが、23年度の第3回の審議会でご説明をさせていただきましたように0から100までの11段階の評価をしております。この評価はそれぞれの事業の目標数値と実績から評価をしたものです。昨年度、評価の提案をさせていただきましたときには、目標数値以外の他の評価指標も加味して数値化をするというご提案をさせていただきましたところですが、委員の方々からのご意見をいただきましたように、数字で表せない評価指標を数字で評価するということが、非常に難しいと言う点、また、評価基準が設定できないことから、その判断が評価する者によって変わってしまう点などから、今回は目標数値と実績のみから評価をさせていただきましたものです。

したがって、数値目標の設定が難しい4事業については数字での評価はせず、取組み状況、今後の課題等の中で文章で説明をしております。なお、100%以上の達成率の事業は全て、100の評価になっております。

ページがとびますが、個別の事業の報告書からご説明いたします。20ページをご覧ください。字が小さくなってしまい見にくい箇所があるかと思ひます、申し訳ありません。この表については、23年度、24年度、25年度の内容が比較してご覧いただけるよう、3年分が記載できるようになっております。他の指標について、また、外部評価がある場合には、取組み状況の中で説明をしております。

また、男女別の人数が把握できている事業は記載をしております。

さらに、男女共同参画の視点として、下の枠外に記載しておりますように1. 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。2. 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか、または、双方が参画したか。3. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすいような配慮をしたか。4. 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか、の4つの視点で判断をし、該当する事業は○印をしております。その下の欄には、男女共同参画の視点から見た効果を記載しています。

なお、7ページから19ページまでは、今、ご説明いたしました個別の事業の報告書の中から、事業概要、目標、目標数値、実績、評価、取組み状況と今後の課題等を抜き出して見やすいように一覧表にしております。

それでは、4ページにお戻りいただきたいと思ひます。全ての事業についてご説明をさせていただくことは、時間の制約もございますことから、まず主要課題ごとの傾向を説明させていただきます。

はじめに、1.「あらゆる分野への男女共同参画の促進」については、各審議会等への女性委員の参画推進事業や自治会活動活性化事業などで、100の評価が4事業あり、主要課題全体に対する平均達成度が86.0と概ね目標を達成できている状況でございます。評価の方法が違いますので、一概に比較をすることはできませんが、参考として、第3次実施計画の22年度報告では主要課題1の達成率は61.1%でしたので、25ポイントほど上昇しております。

次に2.「男女共同参画の意識づくりと教育の推進」については、保育園・幼稚園・学校等の取組みが軒並み100の評価が多く、10事業であったことから、平均達成度が88.8と主要課題6を除くと最も達成度が高い状況となりました。

なお、22年度は90.9%でした。

次に3.「ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現」については、企業への男女共同参画啓発事業やファミリーサポートセンター事業などで100の評価があるものの、個別課題8の就業機会の男女平等に向けた支援で達成度が低く、平均達成率は78.8となっております。22年度は75.9%です。

次に4.「男女が協力し、支えあう家庭の確立と福祉の充実」については、事業数が多いことをございますが、両親学級事業、病後児保育事業、家庭児童相談事業など13の事業で100の評価となったものの、0から10の評価が3事業あることから、平均達成率が76.2となっております。22年度は84%で、様々な事業を展開している中で支援が必要な方への情報の周知が必要となっております。

次に5.「生涯を通じた健康支援」については、妊婦検診の公費拡大事業や母子訪問事業など5事業で100の評価となり、平均達成率87.7と概ね目標を達成できている状況でございます。22年度は91.7%でした。

次に6.「人権を侵害する暴力の根絶」については、先ほども申し上げましたとおり、6事業が「DV防止基本計画」に移行していることから、残っている「DV防止基本計画の策定」が100の評価となったことから、主要課題全体でも達成率が100となりました。

次に7.「男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進」については、異文化交流事業と外国人相談窓口事業で100の評価となりましたが、通訳・翻訳ボランティアによる活動事業において、目標を大きく下回ったことから20の評価となり、平均達成率は73.3となりました。なお、22年度は80%となっております。

最後に8.「男女共同参画を推進する体制の整備」については、男女共同参画推進協議会の運営事業については、100の評価となったものの、男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施事業などで評価があまり高くないことから、平均達成率は64となり、主要課題中最も達成率が低い状況となっております。さらに男女共同参画センター登録団体や市民等と協働していく事業を推進していく必要性を認識しております。なお、22年度は93.3%です。

この主要課題ごとの達成度が5ページにグラフにしてありますので、ご覧ください。

続きまして、評価の高い事業として、150%以上の高達成度の事業を5ページと6ページに掲載しております。No.9の男女共同参画ホームページの充実については、平成24年3月に男女共同参画センターの単独予約システムから市川市公共施設予約システムへ移行したことから、移行のお知らせ等に関する更新が多くなったものです。達成率は210%となります。

No.55のDV専門相談員スキルアップについては、県主催のDV被害者対応研修、スーパーバイズ研修等の参加、また、23年10月の配偶者暴力相談支援センター開設後は月1回の検討会議を行い、目標11回を大きく超えて22回となったものです。達成率は200%となります。

No.57の健康相談については、母子の離乳食教室において、個別栄養相談の要

望が多く、教室のプログラムの工夫を図ったことから、相談件数が増加したものです。達成率は170%となります。

続きまして、6ページのNo.77、異文化交流事業については、多くの市民が楽しめる内容、そして子ども対象の事業と連携をとったことから、多くの男女の来場者が訪れたものです。達成率は313%となります。

No.79の外国人相談窓口については、開設時間を延長するなどの変更を行ったことから、相談人数・件数共に増加したものです。達成率は153%となります。

続きまして、評価0から30の達成度の低かった事業を掲載しております。No.42の養育支援訪問事業については、評価10で、ひとり親家庭ホームヘルプサービス等、他のヘルパー派遣事業が充実し、本事業については利用が減少したものです。今後は利用目的の見直しが必要と考えております。

No.47母子自立支援プログラム作成事業については、評価は0で、ハローワーク市川にマザーズコーナーができたことなどから利用者がなかったものです。今後は、高等技能訓練促進費支給事業や自立支援教育訓練給付事業の利用と併せてプログラムを作成し、支援をしていきたいと考えております。

No.50施設整備事業については、2箇所の開設を目標としておりましたが、東日本大震災の影響で開設が遅れ、評価0となりました。1箇所は24年6月に開設、もう1箇所は24年度中に開設の予定です。不測の事態ではありましたが、今後は事業の進行管理の徹底に務めてまいります。

No.81の通訳・翻訳ボランティアによる活動については、評価は20で、平成21年度実績62件をもとに目標を設定しましたが、年度によって大きく件数が異なることから、依頼件数は大きく下回ったものです。事業の課題としては、依頼の複雑化、専門化に対応するボランティアの育成を挙げております。報告は以上でございます。

(三善会長) 事務局からの説明は終わりました。これに対して、何かご意見はございますか。

(小川委員) 7ページの1の「人材登録台帳の再構築、活用」では、利用が2件あったということになっていますが、人材登録台帳というのはどういう活用の仕方をするのかということと、この2件というのは、プライバシーもあるのかも知れませんが、どのように活用されているのですか。なぜかという、今、地域においても、人材の発掘とか地域活動に参加してもらう人を探すことが非常に難しい状況になっていまして、どういう人がいるのだろうかということが、地域の共通の課題になっています。こういう人材登録台帳がほしいなというふうにも思うこともあるのですが、今の世の中、プライバシーが結構、個人情報保護が多分になっているところもありまして、容易に使えないところもありますので、参考にお聞きしたいと思いました。

(事務局) 人材登録台帳の活用についてでございますが、委員さんがおっしゃられましたように、なかなか活用が進まないというところなんです。この計画の中にも入っておりますが、庁内の審議会等で女性の委員を入れたいということで登録をしていただきまして、その中から探していただいて、審議会の委員さんで女性を増やしていただきたいということを目的に活用しております。個人情報の問題もありまして、なかなか登録が進まないという実態もございまして、今のところ

は庁内の審議会等での活用のみになっております。

(小川委員) ということは、役所で使うためのもので、外部に例えばこういう人材がほしいという時には提供できないということですね。

(事務局) 今のところはそういう状況でございます。

(小川委員) 分かりました。

(三善会長) 他にご意見はございますか。

(小川委員) これは質問というより意見なのですが、14ページの52番、「権利擁護事業」というのがありますが、事業概要のところに、「高齢者の虐待の相談」と書いてありますが、できれば、次回でも良いのですが、障害者も入れていただきたい。権利擁護というのは、日常生活の維持の困難な方に対して財産管理等の法的効力を代わって行うということで、障害、特に知的障害とか発達障害などの方も虐待や権利擁護の対象となってきますので、ご検討いただきたいと思います。

(三善会長) 事務局いかがですか。

(事務局) 障害者の方は、今年、法律が施行されるということで、現在、子どもと高齢者の方はネットワーク事業が立ち上がっているところですが、DVと障害者も含めて4つのネットワーク事業を立ち上げていきたいと思っておりますので、そのように取り組んでいきたいと思っております。

(三善会長) 今後の取り組みとさせていただきたいということですね。他にご意見はございますか。

(宮腰委員) 意見や質問をしないといけないと思いつつ、何をどう分析してみたらいいのかさっぱり分からないので、目標数値がどの程度達成されているのかということについては分かりますけれども、良く達成できているところやあまり達成できていないところ、あるいは、それに関わらず、テーマとして、重要だと思われるところについて、この結果を分析してご報告いただくところにごそ意味があるような気がしています。こうなりましたというご説明もそうですが、その結果を踏まえて、例えば、ここではこういう分析をしていますというご説明があって、初めてそれに対して、こうなのではないですかという意見が言えるのではないかとと思うのですが、そういう視点は何かありませんか。

(三善会長) 分析の方法についてももう少し説明を、ということでしょうか。

(宮腰委員) たくさんの事業があるので全部についての説明は無理だと思っておりますが、優先順位をつける必要はないと思うので、例えば、こういう点について特徴があると思われる事業について、このような結果が出たことについて、このように分析しましたとか、全体的な傾向としてこのように考えられるとか、何かあればと思ったのですが、いかがですか。

(三善会長) 何か例を挙げてもらえれば分かりやすいというご要望ですね。事務局の方でもう少し噛み砕いて説明いただけますか。

(事務局) 第4次実施計画の8ページをご覧ください。主要課題1、3、6に二重丸をつけて重点的に取り組む課題として掲げております。その中で見てみますと、主要課題1「あらゆる分野への男女共同参画の促進」ということで、達成度86%ということ、概ね達成できているのではないかとこちらでは判断しているのですが、先程、小川委員におっしゃっていただきましたように、人材登録台帳の活用についてなどは力を入れていきたいと思っております。また、主要課題

3「ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現」は、達成度78.8%ということですが、これは非常に難しい問題で、企業や市民の方々のご協力がないとなかなか達成していくことが難しい課題であると思っております。これについては、今年度は、子ども部の子育て支援課と共催ということで、このセンターでワーク・ライフ・バランスのセミナーを行う予定であります。また、市内の連携または登録団体との連携を図りながら進めていきたいと思っております。主要課題6はDVの方ですので、DVの計画の方でご説明をさせていただきたいと思っております。

(三善会長)

主要課題8つのうち、一部について説明をしていただきました。

(大迫委員)

資料3の7ページ、主要課題1の事業No4「市女性職員の管理職昇任選考試験の受験促進」で、主幹職の女性受験者数は減少しているようですが、どの辺りがネックになっていると思われますか。

(事務局)

主幹職の女性受験者数の減少ということでもよろしいでしょうか。

(大迫委員)

はい。

(事務局)

実績については、平成21年度は25名、22年度は54名、23年度は42名となっており、23年度は22年度より減っております。これは、保育園の園長が主幹職ということで、全員が主幹職を受けた年が平成22年度でした。そして、全てが主幹職になりましたので、23年度は減少しているという事情がございます。その他の事務職や技術職の受験者数は増えているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(大迫委員)

ぜひ、細かい数字まで出していただけると分かりやすかったと思っております。

(三善会長)

他にご意見はございますか。

(佐野委員)

今のお話ですが、私がこの審議委員に応募した時に、どうやったら市の女性職員が管理職の試験を受けるようになると思いますか、どのようにしたら管理職の率が上がると思いますかと聞かれました。社会全体として、管理職になれる能力のある女の人がいるのに、なろうとしない女の人が多い。私はずっとパートで働いてきているので、その時に答えられませんでした。友達は働いている人が多いので聞いてみました。そしたら、思いがけない意見がありました。医学関係でフルタイムで働いている人が多かったのですが、手に職を持っている人ではなくて、民間で働いている女の人意見で面白いと思ったのは、うちの会社でやっているやり方があるのだけれどということで、男の人に育児休暇を義務にして取らせるということです。ただし、その時給料が下がってしまうと生活できないので、そのところを会社で考えなければならないということです。私も子どもを産んで育てて初めて分かったことですが、子育ては仕事のように能率よく効率よく生産性を上げて利益を上げて数値を上げていくというものではなく、体を使うものですから、ビジネスの世界と真逆だと思います。ですが、男の人って、今は育メンが増えてきていますが、育児参加しなければ分からないし、男の人の育児参加というのは、実は女の人のお話が分かってくるから大きいよという話を聞いたことがあります。

(三善会長)

実践の場から出てきたことが述べられたようですが、これについて何かございますか。

(事務局)

おっしゃるとおりだと思います。それがワーク・ライフ・バランスということ

ころだと思うので、それを企業の方々が十分にご理解をいただく、また、男性にも理解をしてもらうということが非常に大切だと思います。昨年度、私は子育て支援課におりましたので、ワーク・ライフ・バランスのセミナーを行いまして、企業の方にも来ていただきたいということで、内閣府の男女共同参画の委員をされている渥美さんをお呼びしてそのようなお話をさせていただきました。先程、業績と反比例するということでしたが、実はそうではないんだよということで、そういうことを進めている企業は非常に業績も上がっているというお話をさせていただきました。そういうことを少しでも多くの方々に知っていただくことが大切だと感じましたので、今年は違う講師の方ですけれども、セミナーを行って啓発をしていきたいと思っております。

(三善会長)

第4次実施計画の年次報告についてはこれでよろしいですか。

それでは、議題2に移ります。「市川市DV防止基本計画の年次報告について」、事務局から説明をお願いします。

議題2 市川市DV防止基本計画の年次報告について

(事務局)

それでは、「市川市DV防止基本計画」の年次報告をさせていただきます。DVの対策については、市川市男女共同参画基本計画の主要課題の一つである「人権を侵害する暴力の根絶」の中で対策を進めてきたものを、平成23年8月に「市川市DV防止基本計画」を策定し、4つの基本目標、13の施策に体系化をし、32の進行管理事業で構成をしております。本計画の策定により、DV防止と被害者の保護・自立支援をより一層きめ細かく、また、総合的かつ計画的に進めていくもので、平成23年度から平成25年度の3年間の計画となっております。今回は平成23年度の年次報告で、この計画の初めての年次報告となります。

DV防止基本計画の報告は右上に、資料4と記入されている資料となります。1ページをお開きください。資料はほぼ第4次実施計画と同様となります。2ページには報告書に記載されている評価方法など資料の内容を記載しております。3ページには体系図、4ページには4つの主要課題ごとの評価のまとめと主要課題ごとの平均達成度をグラフにしたものを載せております。5ページには評価の高い事業を、反対に評価の低い事業を5ページから6ページに記載しております。全ての事業別の一覧を7ページから11ページに、事業ごとの個別の報告書を12ページから27ページに記載しております。

それでは、2ページからご説明させていただきます。評価の方法につきましては、第4次実施計画と同様に、0から100までの11段階の評価をしております。

次に、ページがとびますが、個別の事業の報告書についてご説明いたします。12ページをご覧ください。第4次実施計画と同様に、3年分が記載できるようになっております。他の指標について、また、外部評価がある場合には、取り組み状況の中で説明をしております。第4次実施計画と異なる点は、32事業中31事業が男女共同参画課が所管の事業であり、基本的に男女共同参画、またDV防止・支援の視点で取り込みを行っていることから、DV防止・支援の視点及びDV防止・支援の視点から見た効果の欄は設けてございません。また、男女別の人数が把握できている事業は記載をしております。なお、7ページから11ページまでは、第4次実施計画と同様に事業別一覧表になります。

それでは、4 ページにお戻りいただきたいと思います。主要課題ごとの傾向を説明させていただきます。

はじめに、1. 「DV を許さない社会づくり」については、広報等による人権啓発事業や人権教室実施事業などで、100 の評価が 2 事業あったものの、デートDV パンフレットの活用事業において 0 の評価であったことから、主要課題全体に対する平均達成度は 66.7 という状況でございます。

次に 2. 「相談体制の充実」については、DV 被害者相談窓口連携マニュアルの作成・活用事業や DV 専門相談員相談事業など 100 の評価が多く、8 事業であったことから、平均達成度が 71.4 と 4 つの基本目標中最も達成度が高い状況となりました。

次に 3. 「被害者支援の充実と加害者教育」については、市営住宅等の情報提供事業や児童相談所とのケース協議事業などで 100 の評価がありましたが、母子寮等の情報提供事業と就労支援関連セミナーの情報提供で評価が 0 であったため、平均達成率は 64.3 となっております。

次に 4. 「推進体制の充実」については、民間協力団体の立ち上げ事業が 100 の評価でしたが、DV 被害者支援ネットワーク会議の実施事業が 0 の評価であり、評価事業が 2 事業であることから、平均達成率が 50 と基本目標中最も低い状況となっております。

基本目標ごとの達成度が 4 ページ下の部分にグラフにしております。

全体の達成率は第 4 次実施計画と比較しますと低い傾向でございますが、DV 防止基本計画が策定されたのが、平成 23 年 8 月ですので、策定後の 7 ヶ月の期間において実施された事業の達成率となりますことから、期間不足であったことも一つの要因であると思っております。

続きまして、評価の高い事業として、150% 以上の高達成度の事業を 5 ページに掲載しております。

No5 人権教室の実施については、他人の痛みが理解でき、思いやりの心を育むため、人権擁護委員の方々が市内 26 校の小学校で実施をし、4,550 人の生徒が受講をしております。3,000 人の目標を大きく上回ったことから、達成率は 152% となります。

No11 の DV 専門相談員相談については、増加する DV 相談に対応するため全ての相談員を DV 対応の相談員とし、全ての日で 2 名以上の相談体制としたことから、達成率は 233% となります。

No18 の相談員の人材確保については、配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談に対応するため、新たに 2 名の相談員を採用し、人材確保に取り組み、8 名の相談員数となったことから、達成率は 160% となりました。

No20、ケース検討会議については、配偶者暴力相談支援センターを開設後は月 1 回実施し、困難事例の支援を検討したことから、4 回の目標回数のところ 8 回開催し、達成率は 200% となりました。

No32 の民間協力団体の立ち上げについては、DV 被害者サポーター講座を実施し、講座終了後に DV 支援の団体が発足し、講座実施の目標が 1 回のところ、2 回実施したことから、達成率は 200% となったものです。

続きまして、評価 0 から 30 の達成度の低かった事業を掲載しております。

No.4 のデート DV パンフレットの活用については、評価 0 で、配布先を当初は高校としておりましたが、すでに県で啓発をおこなっている学校やデート DV の低年齢化を勘案し、パンフレットの有効活用を検討していたものです。今年度については県と連携を図り、県が啓発を行っていない市内高校に配布を予定しております。

No.8、早期発見のための情報提供については、評価は 30 で、民生委員等の方々に DV 防止の啓発として説明会を実施するもので、民生委員の地区別の説明会に先駆けて、会長・副会長の代表者会議で説明を行ったものです。今年度はすでに目標の 6 回を民生委員の地区別会議でお時間をいただき、説明を行っております。今後も随時、行っていく予定でございます。

No.15、施設入所の緊急会議については、緊急一時的に施設に入所した人数を指標としておりますが、23 年度は施設入所が必要となる危険度の高いケースがなかったことから、評価 0 となりました。今後とも関係部署との連携を強化しながら支援を行ってまいります。

No.17 の安全確保のための同行や旅費等の助成については、助成件数を指標としておりますが、23 年度は旅費の助成はなかったことから、評価は 0 となりました。しかしながら、危険度の高いケース 3 件については、安全確保のための同行支援を行ったものです。今後も安全確保を第 1 に考え、必要に応じて支援を行ってまいります。

No.23 の母子寮等の情報提供については、入居件数を指標としておりますが、23 年度については、母子寮入居を必要とするケースはなかったため、評価は 0 となりました。今後も子育て支援課やサポートセンターと連携しながら、最善の対応を検討し、助言や情報提供を行ってまいります。

No.24 の就労支援関連セミナー等の情報提供については、厚生労働省が所管する母子関係の貸付金、助成金等や就労支援のセミナー等の情報提供を行うもので、就労支援のセミナー等を受講するために必要となる場合がある、DV 相談の証明件数を指標としておりますが、23 年度は発行がなかったため、評価は 0 となったものです。

No.31 の DV 被害者支援ネットワーク会議の実施については、開催回数 1 回を目標としておりましたが、子どもや高齢者の人権ネットワークについてはすでに実施していることから、関係部署と検討を行ってございましたことから、開催には至らず評価 0 となりました。現在は、障害者を含めた関係部署で総合的な代表者のネットワーク発足に向け、検討を行っているところでございます。関係部署が 4 箇所となったことから、協議をしながら、新たな要綱等の作成を行っており、迅速に進めていきたいと考えております。

今、申し上げた中の 15・17・23 の 3 つの事業につきましては、目標は設定されておりますが、目標の達成がそのまま十分な支援とつながるものではなく、反対に危険なケースがなかったことが、それまでの定期的な相談などの支援が十分であったという側面もあることを申し添えさせていただきます。報告は以上でございます。

(三善会長)
(森田委員)

以上の説明に対しまして、何かご意見はございますか。

5 ページの、達成度の低かった事業一覧の中で、「No.4 デート DV パンフレ

ットの活用」がありますが、他の低かった項目を見ると、人が絡んでいるので達成できなかったということがあり、それは仕方がないと思うのですが、この配布ということからすると、人の都合は全く関係なく、未達成の理由を見ても、セミナーを県内の高校を対象に実施しているということであれば、そこで配るとか、中学校への配布が効果的であることと分かっているのであれば配れば良いことだと思います。やればできることを0というのは、非常にもったいなかったという印象を受けました。実際にまだパンフレットができていなかったのか、実際にパンフレットがあるのに活用方法が見い出されなかったのかということ良く分からなかったのですが、やればできたんじゃないかという印象があったので、セミナーなどでもっと配っていった方が良いのではないかとということ、啓発を行っていないところにこれから配るというお話があったと思いますが、セミナーを行っているところほど、パンフレットの活用が必要なのではないかと思うので、もったいぶらないで、配るだけなのでですからどんどんやっていった方が良いのではないかと印象を受けました。

(三善会長) 率直な印象ということですが、なぜ配れなかったのか、何か事情があったわけですか。

(事務局) 県の方で高校生を対象にセミナーを行ってパンフレットも配っているということですので、そのセミナーを行っていないところに今後は配布をしていこうということなのですが、中学校については、教育委員会とすり合わせが必要なのところがありまして、DVは内容的に中学生には早いのではないかという意見もありまして、その辺は私どもの判断だけではできない部分もありますので、教育委員会と話し合いを持って中学校に関しては検討をしていきたいと思っております。高校については、すぐに配布をしたいと思っております。遅くなって申し訳ありません。以上です。

(三善会長) よろしいでしょうか。他にご意見はございますか。

(小保方副会長) 今のお話ですが、啓発をしているところに配った方が良いとか、そうでないところに配るということもできるかと思いますが、教育委員会の方でも問題にされているということなので、そういう意味では、理解がないところにポンと渡すということは慎重かもしれませんし、逆の悪影響が出るのではないかもしれないとお考えになるのかも知れませんが、中学校にはスクールカウンセラーがおりますので、学校にそのようなシステムがあるので、授業の中やスクールカウンセラーの啓発の中だとか、できるところから啓発しつつ配るという方法もあると思うので、また教育委員会とのお話があった時に、そのような提案をぜひしていただけたらと思います。

(三善会長) 小保方委員から提案がありましたが、いかがですか。

(事務局) 参考にさせていただきます。ありがとうございました。

(三善会長) 他にご意見はございますか。

(宮腰委員) 今後調整をしてパンフレットを配るということでしたらそれで良いと思うのですが、もし、パンフレットができていのになかなかそれをちゃんと配る機会が作れないということでしたら、本来は学生とか若い人にデートDVの問題を知らせるという趣旨で最初は作られたと思うのですが、正直、一般の大人たちもデートDVの危険性やその問題点を十分に理解していないと思われまして、DV

防止法などができて、配偶者暴力ということに関しては周知が徹底されてきてはいますが、まだ若い恋人同士が対応に問題があるということをあまり問題視しない点がありまして、千葉県内でもデートDVから殺人事件に発展したような事例も何件かありますので、これをしばらくねかせてしまうくらいであれば、学校教育の現場以外のところでも、DVに関連している人たちの中にもデートDVまで広げて、こういう問題がある、あるいは、若い人に対して接する機会があったらそこから啓発していくという形の活用の仕方もあるのかなと思います。

(三善会長) 学校に限らず一般のところでも配布したら良いのではないかとご提案でした。

(事務局) 参考にさせていただいて、検討させていただきます。

(三善会長) 他にご意見はございますか。

(佐野委員) 時々話を聞くことで多いのが、デートDVです。彼ができて、いきなりパンと叩くとか、そういうことではなくて、まず束縛をされると。メールをしたらすぐにメールを返さなければいけないとか、どこそこに行ってはいけないとか、それが暴力なのか、愛されていると思うのか、区別が全然ついていないのです。ですから、こういうパンフレットがあれば、国語や算数、理科、社会とは別に、こういった教育が必要ではないかというのが1点と、子どもたちは私たちが思っている以上に漫画というものに触れる機会が多くて、パンフレットを渡しても文字情報が嫌いな子どもが多いので、パンフレットには漫画が入っていると良いと思います。DVが起こるのを止める、根っこの部分でどうしたらよいか分かりませんが、教育って大きくないですか。

(三善会長) 漫画を活用したらどうかというご提案ですね。

(事務局) 最初の理解という部分については、DVについては本当に何も知らないということだと思ふのです。相談に来てもお互いに何の理解もされていないというところは良く分かります。漫画についてはそのとおりだと思いますので、参考にさせていただきます。ありがとうございました。

(三善会長) 他にご意見はございますか。

(小川委員) 5ページ20番のケース検討会議が倍の回数になっているのに対して、実際に緊急一時保護というのか分かりませんが、例えば、6ページの15番とか、31番は他の理由があるようですが、そういう会議に結びつかなかったというか、ケースは検討されても、なぜこれが減るのか、関連性がないのかということと、これを見ると民間のシェルターは逆に増えているようですが、その辺りがなぜなのかが分かれば教えてください。

(事務局) 緊急一時保護の場合には、今年度はあるのですが、ほとんどが夜間にDVがあって警察の方に通報がいったそのまま一時保護ということになっています。こちらの相談室の場合には、そこに至らないようにきめ細かく相談を受けて支援をしていくということをしておりますので、緊急的にシェルターに行くということがないように支援をしているというのが本来です。昨年場合は、きめ細かい相談支援によって緊急的に行った例はなかったということです。

(小川委員) そうすると、5ページの20番と6ページの例えば15番とか31番とは関係性がないということになるのですか。ケースは増えていても、15番とか31番との関連性はないということですか。

(事務局) そこまで重いケースがなかったということです。ケースを色々と検討しながら支援をしていって、なるべくそういうふうにならないようにしていくという方向性で支援をしているということです。

(三善会長) よろしいですか。

(小川委員) 実際にケース検討会議にどういう事案が挙げられているのか良く見えないのですが、ただ、増えているということはDVの件数そのものは増えているのかなと思ったので、そうであれば、シェルターとかネットワーク会議にかかる件数も増えるのではないかと、その辺りの関連性はないのかということに疑問を持ちました。

(事務局) ケースの資料はご用意しておりませんが、例えば、警察に駆け込んでシェルターの方に行くという今回のケースと、一般的な相談のケースの例の場合には、何ヶ月後に仕事をやめてどこそこに引っ越ししましょうという計画を立てて、ケース検討会議の中で検討しながら支援をしていくということです。ですから、突然駆け込むということがないように、計画を立ててケース会議で検討していくという形で相談を進めています。

(小川委員) そうなると、一時保護は達成度が低かったということが書いてありますが、むしろ低い方がよいということでしょうか。

(事務局) 両面があると思います。今までこちらの相談室に相談もなくいきなりDVが起こって警察に駆け込んだというケースと、定期的なDVがあって、計画的に支援を行っていく場合と、色々なケースがあるので、これが多いから良いとか、少ないから良いとか言えないということがDVの支援だと思えます。

(三善会長) 数字評価に馴染まない面を持っているということでしょうか。その他に何かございますか。

それでは、市川市DV防止基本計画の年次報告書についての質問はこの辺でよろしいでしょうか。

—委員了承—

本日のご意見につきましては、後日、発言の記録をメール、FAXなどで事務局からお送りしますので、ご確認いただきたいと思います。ご確認いただきました後の第4次実施計画及びDV防止基本計画の年次報告につきましては、ホームページ等にて公表していく予定です。よろしいですか。

—委員了承—

議題3 その他

(三善会長) それでは、議題3として「その他」とありますが、委員の方々から何かございますか。

—意見なし—

それでは、事務局からご連絡がありましたらお願いします。

(事務局) 次回の審議会の予定は、平成25年1月の下旬を考えております。議題につきましては、今回の年次報告において、特に実績の数値が低かった事業について、25年度の目標値をご審議いただく予定でおります。なお、開催日時等につきましては、確定次第ご連絡させていただきます。以上でございます。

(三善会長) それでは、これをもちまして平成24年度第1回市川市男女共同参画推進審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成 24 年 8 月 21 日

市川市男女共同参画推進審議会会長

署 名 五善 勝代

平成24年度第1回市川市男女共同参画推進審議会（7/25） 意見概要

	委員名	意見概要	事務局の回答
1	小川委員 P.4、5	人材登録台帳はどういう活用の仕方をし、どのように活用されているのか。 外部に提供できないのか。	庁内の審議会等で女性委員を増やすことを目的に、庁内で活用している。 今のところはしていない。
2	小川委員 P.5	No.52「権利擁護事業」では障害者も対象となるため、事業概要に、障害者も入れてほしい。	障害者も含めて取り組んでいきたい。
3	宮腰委員 P.5	特徴がある事業の分析結果や、全体的な傾向として考えられることはあるか。	重点的に取り組む主要課題についてみると、主要課題1については、概ね達成できているが、人材登録台帳は力を入れていきたい。主要課題3は、難しい問題だが、庁内や登録団体と連携を図りながら進めていきたい。主要課題6については、DVの計画で説明をする。
4	大迫委員 P.6	事業No.4で、主幹職の女性受験者数が減少しているが、どの辺りがネックになっているのか。	保育園の園長は主幹職のため、園長が主幹職を受けた年が平成22年度であり、みな主幹職になったため、受験者が減少している。
5	佐野委員 P.6	女性職員が管理職の試験を受けるために、また、管理職の率を上げるために男性の育児休暇を義務にして男性が育児参加すると、女性の話が分かってくるので良いという話を聞いた。	ワーク・ライフ・バランスを企業の方や男性にも理解をしてもらうことが大切であり、今年はセミナーを行い啓発していく。
6	森田委員 P.9、10	デートDVパンフレットの活用で、パンフレット配布が0だったので、配るだけならどんどん配るべきではないか。	中学校については、教育委員会と話し合いを持って検討し、高校についてはすぐに配布をする。
7	小保方委員 P.10	デートDVは、中学校のスクールカウンセラーの啓発など、できるところから啓発しながら配布するという方法もあるので、教育委員会に提案したらどうか。	参考にさせていただく。

8	宮腰委員 P 10、 11	デート DV について、学校に限らず若い人など一般のところでも啓発していく活用の仕方もあるのではないかな。	参考にし、検討する。
9	佐野委員 P 11	DV が起こるのを止めるためには教育が大きいので、子どもたちが触れる機会が多い漫画が DV パンフレットに入っていると良いのではないかな。	参考にさせていただく。
10	小川委員 P 11、 12	ケース検討会議が倍の回数になっているが、No.15 やNo.31 と関連性がないのか。	きめ細かな相談支援によって緊急的にシェルターに行った例はなかった、そこまで重いケースはなかったということ。
		一時保護は達成度が低かったということだが、むしろ低い方が良いということか。	多いから良いとか、少ないから良いとか言えないということが DV の支援だと思う。